

岩手県立大学看護学部紀要要綱

1. 総則

- (1) 岩手県立大学看護学部（以下「本学部」という）は、本学部における研究成果の発表を目的として、岩手県立大学看護学部紀要 / Journal of the Faculty of Nursing, Iwate Prefectural University（以下「紀要」という）を年1回発行する。
- (2) 紀要の発行については、本学部教授会が紀要編集委員会を設置し、その任にあたる。紀要編集委員は、本学部広報委員が兼務する。

2. 投稿資格

筆頭著者の投稿資格は、次のとおりとする。

- (1) 本学部の専任教員とする。
- (2) 第1項の他、本学部の退職・転出者、および非常勤講師の投稿資格については、紀要編集委員会が審議の上決定する。

3. 原稿の種類

投稿する原稿は未発表のものとし、次の5種類のうち(1)~(4)を論文として取り扱う。

- (1) 総説
特定のテーマについての知見を集め、文献等をレビューし、総合的に学問的状況を概説したもの。
- (2) 原著
研究論文のうち、研究そのものに独創性があり、新しい知見を含めて体系的に研究成果が記述されており、看護学および関連分野の知識として意義が明らかであるもの。
- (3) 研究報告
研究論文のうち、研究成果の意義が大きく、看護学および関連分野の発展に寄与すると認められるもの。
- (4) 短報
研究論文のうち、研究そのものに速報に値する新しい知識が含まれており、看護学および関連分野の発展に寄与することが期待できるもの。
- (5) その他
研修報告等

4. 倫理的配慮

- (1) 人および動物が対象とされる研究は、倫理的に配慮されていることを要件とし、その旨を本文中に明記すること。
- (2) 原則として本学研究倫理審査委員会等の研究倫理審査を受けていること。

5. 投稿手続

投稿しようとする者は、紀要編集委員会が定める期日までに次の諸手続を行うものとする。

- (1) 投稿原稿3部のうち2部は、氏名、所属、謝辞を取り外して著者を特定する事項を削除する。
- (2) 投稿原稿チェックリストに記載し、投稿原稿とともに提出する。
- (3) 投稿原稿は、「岩手県立大学看護学部紀要投稿原稿」と朱筆した封筒に入れ、本学部事務室内の紀要原稿提出箱に入れる。

- (4) 投稿原稿を郵送する場合は、書留にて〒020-0193岩手県立大学看護学部紀要編集委員会宛とする。
- (5) 紀要編集委員会において、投稿原稿が所定の手続にしたがっていることを確認した時点をもって投稿手続の完了とし、当該日をもって受付日とする。また、紀要編集委員会が紀要掲載を決定した日をもって受理日とする。
- (6) 著者は、前項の受理日以降の日であれば、紀要編集委員会に論文掲載証明の発行を請求することが出来る。

6. 投稿原稿の採否

- (1) 投稿原稿の紀要への掲載の採否は、査読を経て紀要編集委員会が決定する。
- (2) 査読者は、紀要編集委員会が依頼する。
- (3) その他査読に関し必要な事項は、別に定める。

7. 編集

投稿原稿の紀要への掲載順序の決定、その他紀要の編集に関することは、紀要編集委員会が行う。

8. 校正

印刷時の校正は三校までとし、初校及び二校は著者校正とする。ただし、著者校正は字句の訂正に留めるものとする。

9. 著作権

紀要掲載内容（ホームページ上で公開する電子媒体を含む）の著作権は、全て本学部に帰属するものとし、当該著作権の利用手続は次のとおりとする。

- (1) 紀要内で掲載されている図表など原著性の高い内容を他の雑誌や書籍刊行物にて利用する際には、紀要編集委員会宛に必ず書状にて許諾申請を行うこと。
- (2) 紀要誌面内容使用に関する許諾申請書には、1. 引用する紀要の論文の巻・号・頁・年度・タイトル・筆頭著者名・使用したい図表等の掲載頁とその図表番号、2. 利用目的、3. 依頼者住所・氏名・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス・自著署名を付記すること。
- (3) 使用が許可された図表等の利用に関しては、脚注に当該文献名を明示すること。

10. 著者が負担すべき費用

- (1) 掲載料
掲載料は無料とする。
- (2) 別刷り
別刷りは30部まで無料とする。

11. 紀要原稿の執筆方法

原稿執筆に関し必要な事項は、別に定める

附則

この要項は、平成19年9月19日から施行する。

岩手県立大学看護学部紀要要項は本要綱の施行により廃止する。

この要綱は、平成21年7月15日より一部改正、施行する。